

入札公告の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

工事名	横浜港北地方合同庁舎（22）エレベーター設備改修その他工事
工事種別	機械設備工事
工事場所(都県)	神奈川県
工事場所(市区町村)	横浜市 港北区 新横浜3-24-6
工事概要	<p>敷地面積 2,366 m²</p> <p>1. 建物</p> <p>1) 庁舎</p> <p>構 造：鉄筋コンクリート造 地上4階 地下1階 塔屋1階</p> <p>建築面積：約 800 m²</p> <p>延べ面積：約 3,300 m²</p> <p>用 途：庁舎</p> <p>工事内容：エレベーター設備 改設一式 建築工事 改修一式 電気設備 改設一式 機械設備 改設一式</p>
当事務所	横浜営繕事務所
① 公告日	① R4.6.9
② 申請書の提出期限	② <u>R4.6.20</u>
③ 開札日	③ R4.7.14
工期末	契約締結の翌日から 令和5年3月17日まで
入札契約方式/落札方式	一般競争入札（標準型）/総合評価落札方式（施工能力評価型II型）

参加資格要件の概要	等級(ランク)	機械設備工事
	本店・支店・営業所の所在地	
	企業の施工実績等	<p>平成19年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を満たす同種工事の新設又は改設(エレベーター設備についてシステム一式(機器等の施工(試験、調整を含む。))の施工実績を有すること。(共同工事同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。)</p> <p>なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。</p> <p>(ア)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 方式 ロープ式 2. 用途 乗用又は人荷共用 3. 定員 9人乗以上 4. 速度 45m/min 以上 <p style="color: red;">ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、実績として認めない。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が上記(ア)の施工実績を有し、他の構成員は下記(イ)の要件を満たす同種工事の新設又は改設(エレベーター設備についてシステム一式(機器等の施工(試験、調整を含む。))の施工実績を有すること。(共同工事同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。)</p> <p>なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。</p> <p>(イ)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 方式 ロープ式 2. 用途 乗用又は人荷共用 3. 定員 6人乗以上 4. 速度 30m/min 以上 <p style="color: red;">ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、実績として認めない。</p> <p>上記(ア)、(イ)の実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事(地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。</p> <p>なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>

	<p>配置予定技術者の資格、工事経験等</p>	<p>現地での施工期間について、次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本発注工事に専任で配置できること。なお、専任を要しない期間は別表－1を予定する。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>1) 主任技術者は、下記のいずれかの資格を有する者であること。</p> <p>①建設業法第7条2号イ、ロで定める者（イについては、建築学、機械工学又は電気工学に関する学科を修めた者）</p> <p>②技術士に合格した者（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。））</p> <p>2) 1人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の新設又は改設（エレベーター設備についてシステム一式（機器等の施工（試験、調整を含む。））の施工実績を有すること。（共同工事同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）</p> <p>なお、同種工事の工事経験は建築物における工事経験に限る。また、建築一式工事における工事経験は認めない。</p> <p>1. 方式 ロープ式</p> <p>2. 用途 乗用又は人荷共用</p> <p>3. 定員 9人乗以上</p> <p>4. 速度 45m/min 以上</p> <p>ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。</p> <p>当該経験が平成8年4月1日以降に完成・引渡しが完了した大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。</p> <p>經常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。</p> <p>なお、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の経験として認める。</p>
--	-------------------------	---

「横浜港北地方合同庁舎(22)エレベーター設備改修その他工事」の概要(参考)

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

【工事の概要】

本工事は、横浜港北地方合同庁舎（神奈川県横浜市港北区新横浜3-24-6）において、エレベーター設備の更新を行う工事です。

(1) 主な工事内容

- ・既設エレベーター（機械室あり）1基の撤去・新設を行います。また、警報盤の新設を行います。
- ・電気設備工事は、エレベーター設備の更新に係る動力配線の更新を行います。
- ・建築工事は、エレベーター設備の更新に係る内装改修を行います。

(2) 施工時期、施工条件

- ・作業時間、入退場時間等については、現場説明書を参照してください。
- ・その他の仮設、養生、作業範囲、K-01～05図を参照してください。

【実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等】

(1) 実態を踏まえた積算の運用

- ・法定福利費相当額が反映された実態を踏まえた価格設定を行います。

(2) 入札時積算数量活用方式の適用

- ・発注者が示す入札時積算数量書を活用して入札に参加できます。

(3) 施工条件等の円滑な協議

- ・契約後発生した新たな調査や条件について、監督職員との協議となります。
(請負代金額の変更が必要と判断された内容は設計変更の対象です)

(4) 工事関係図書等の効率化

- ・本工事では必要最小限の工事関係図書等とし、その工事関係書類の書式は次よりダウンロードできます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen_gijyutu00000018.html

(5) 週休2日促進工事の適用

- ・本工事は受注者が発注者へ週休2日に取組む旨を協議して取組む受注者希望方式を適用します。

(6) 主任技術者又は監理技術者の扱い

- ・現場施工に着手するまでの期間及び工場製作期間は、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しません。詳細については、現場説明書をご確認ください。